

○厚生労働省令第四号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第百三号）の施行に伴い、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のよう
に改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給付金の支給の請求）</p> <p>第一条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の給付金（以下「給付金」という。）の支給の請求は、法第四条の正本若しくは謄本又は確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもののほか、給付金支給請求書（様式第一号）を、住民票の写しその他の書類であつて給付金支給請求書に記載した事実を証明するものとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行うものとする。</p>	<p>（給付金の支給の請求）</p> <p>第一条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の給付金（以下「給付金」という。）の支給の請求は、法第四条の正本又は謄本のほか、給付金支給請求書（様式第一号）を、住民票の写しその他の書類であつて給付金支給請求書に記載した事実を証明するものとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行うものとする。</p>

2 (略)

2 (略)

様式第一号 (第一条関係) 特定C型肝炎ウイルス感染者に対する給付金支給請求書

様式第一号を次のように改める。

ふりがな		番 号		(記入不要)	
感 染 者 名		※男・女		生年月日 及び年齢	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
満 歳		※死亡している場合は死亡 時の年齢			
確定判決、和解 又は調停成立 年月日及び 裁判所		※確定判決 和解 年 月 日 () 裁判所 原告番号 () 調停成立			
※※ 感染の原因と なった血液製剤及 び投与時期		1 特定フィブリノゲン製剤 フィブリノゲン-BBank フィブリノゲン-ミドリ フィブリノゲン-ミドリ フィブリノゲンHT-ミドリ	2 特定血液凝固第IX因子製剤 (PPSB-ニチャク)	3 特定血液凝固第IX因子製剤 コーナイン クリスマシン クリスマシン-HT	
年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(年 月頃～年 月頃)		(年 月頃～年 月頃)	(年 月頃～年 月頃)	(年 月頃～年 月頃)	
※請 求 す る 金		①ア 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん罹患し、又は死亡した者	4千万円		
		イ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発性肝不全を含む。)に罹患して死亡した者	4千万円		
		② 慢性C型肝炎に罹患した者	2千万円		
		③ 無症候性キャリア	12百万円		
		④ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発性肝不全を含む。)に罹患して死亡した者であって、令和4年12月16日より前に既に上記③の給付金を支給された者	28百万円		
請 求 者 (感染者本人の場合)に関する事項		請 求 者 現 住 所 及 び 電 話 番 号	(〒 -) 電話番号 ()		
請 求 者 (感染者の相続人の 場合)に関する事項		ふりがな	※男・女	生年月日	年 月 日
		請 求 者 氏 名	(〒 -)	続 柄	
		請 求 者 現 住 所 及 び 電 話 番 号	電話番号 ()		
代 理 人 に 関 する 事 項		※ 代理人を指定する・代理人を指定しない			
		代 理 人 へ の 委 任 事 項	※1 機構への書類及び機構からの書類の送付、問い合わせ等に関する件 2 特定C型肝炎ウイルス感染者に対する給付金の受取に関する件		
		ふりがな	(〒 -)		
		代 理 人 住 所 及 び 電 話 番 号	電話番号 ()		
		ふりがな	請 求 者 と の 関 係		
		代 理 人 氏 名			
親 権 者 等 に 関 する 事 項 (請求者が未成年の ときに記入して下さい)		ふりがな	※男・女	生年月日	年 月 日
		親 権 者 等 氏 名	(〒 -)	請 求 者 と の 関 係	
		親 権 者 等 住 所 及 び 電 話 番 号	電話番号 ()		
書 類 発 送 に 関 する 事 項		特定C型肝炎ウイルス感染者に対する給付金振込時に、機構からの振込通知書の送付 ※ 不要・必要 機構からの振込通知書等の郵送方法に関する希望 ※ 普通郵便・簡易書留			
指 定 金 融 機 関		ふりがな	銀行 信用金庫	※ 支店・()	
		名 称	預金種目	※ 普通・当座・貯蓄	
		ふりがな	口座番号		
		口 座 名 義			
上記のとおり、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)第3条第1項の給付金の支給を請求します。 (代理人を指定するときは)併せて、代理人を指定し、委任事項記載欄の事項を委任するとともに、代理人の行為により生じた問題について機構は一切その責任を負う必要のないことを確認します。 また、代理人は請求者から委任を受けたことに同意します。 年 月 日 請求者氏名 代理人氏名 (代理人を指定したとき) 親権者等氏名 (請求者が未成年のとき)					
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿					

※印のところは○で囲んで下さい。 ※※印のところは和解調書等に記載された血液製剤を○で囲み、その投与時期をご記入下さい。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。